

重複地番解消に伴う地番変更の実施について (山口地方法務局からのお知らせ)

山口県においては、明治以来、宅地、農耕地等の耕地に1番から順に地番（これを「耕地番」と呼んでいます。）が付されましたが、山林、原野等の山間地にも同様に1番から順に地番（これを「山地番」と呼んでいます。）が付されたことにより、一つの大字（地番区域）内の耕地と山間地に同一の地番（これを「重複地番」と呼んでいます。）が多数存在しています。

重複地番が存在することにより、これまでも、同じ地番が付された別の土地の登記事項証明書（以前の登記簿謄本）等が誤って請求されるなどのご不便をおかけしておりましたが、現在は、登記所（法務局）が保有する登記情報が全て電子化され、最寄りの登記所において、全国の登記事項証明書等を請求することができるようになり、また、インターネットを利用して、自宅や事務所のパソコンでも登記事項証明書等を請求することができるようになったことから、以前にも増して重複地番を解消する必要性が高まってまいりました。

そこで、山口地方法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、取引の安全・円滑を図るため、順次、重複地番の解消を図ることとしております。

平成25年度については、熊毛郡上関町において、次の要領により地番変更を実施し、重複地番を解消しましたのでお知らせいたします。

1 重複地番の解消作業の実施地域

熊毛郡上関町大字祝島，同町大字長島，同町大字室津及び同町大字八島の各地番区域

2 地番変更の方法

登記官の職権により、各地番区域の山地番に、それぞれ10000を加算する方法によって地番変更を実施しました。

* 例： 100番 → 10100番

なお、山地番の一部及び耕地番については、地番変更は行っていませんので、現在の地番のままです。

3 地番変更の実施日

平成25年10月21日（月）

3 本件に関するお問合せ先

山口地方法務局登記部門

〒753-8577 山口市中河原町6-16 TEL 083-922-2295